②　①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点 ③　①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの	
注３・注４　（略）	注３・注４　（略）
注４―２　次に掲げる事項を記載する。 ⑴　会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの ⑵　当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の⑴に掲げる項目に計上した額 ⑶　⑵に掲げるもののほか、⑴に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報	（新設）
注５～注15　（略）	注５～注15　（略）
注17　（略）	注16　（略）
注17―２　会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第３項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。 ①　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ②　収益を理解するための基礎となる情報 ③　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 なお、①から③までに掲げる事項が注２の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。	（新設）
注18　注１から注17―２までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。	注17　注１から注16に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。
様式第三号（第十四条関係） （略）	様式第三号（第六条関係） （略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の建設業法施行規則別記様式第二号、第十七号の二及び第十九号並びに公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則別記様式第二号別表(8)は、令和三年四月一日以後に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべき工事経歴書、注記表及び損益計算書並びに比較注記表について適用し、同日前に開始した営業年度に係る決算期に関して作成すべきものについては、なお従前の例によることができる。